

経過措置通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改正後	改正前
<p>(理由)</p> <p>「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年法律第 68 号、以下「改正法」という。)附則第 15 条、<u>第 16 条</u> (同条において準用する各規定を含む。)<u>及び第 16 条の 2</u> (同条において準用する各規定を含む。)<u>並びに</u>「消費税法施行令の一部を改正する政令」(平成 26 年政令第 317 号、以下「26 年改正令」という。)附則に規定する<u>平成 29 年 4 月 1 日</u>以後に行われる資産の譲渡等に適用される税率等に関する経過措置の取扱いを定めるものである。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>29 年旧消費税法</u> 改正法第 3 条《消費税法の一部改正》の規定による改正前の消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)をいう。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>(4) <u>29 年新消費税法</u> 改正法第 3 条《消費税法の一部改正》の規定による改正後の消費税法をいう。</p> <p>(5) 一部施行日 改正法附則第 15 条《第 3 条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則》に規定する一部施行日 (<u>平成 29 年 4 月 1 日</u>) をいう。</p> <p>(6) <u>28 年指定日</u> 改正法附則第 16 条第 1 項《第 3 条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置》において準用する改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等の税率等に関する経過措置》に規定する <u>28 年指定日</u> (平成 28 年 10 月 1 日) をいう。</p>	<p>(理由)</p> <p>「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年法律第 68 号、以下「改正法」という。)附則第 15 条<u>及び</u>第 16 条 (同条において準用する各規定を含む。)並びに「消費税法施行令の一部を改正する政令」(平成 26 年政令第 317 号、以下「26 年改正令」という。)附則に規定する<u>平成 27 年 10 月 1 日</u>以後に行われる資産の譲渡等に適用される税率等に関する経過措置の取扱いを定めるものである。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>27 年旧消費税法</u> 改正法第 3 条《消費税法の一部改正》の規定による改正前の消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)をいう。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>(4) <u>27 年新消費税法</u> 改正法第 3 条《消費税法の一部改正》の規定による改正後の消費税法をいう。</p> <p>(5) 一部施行日 改正法附則第 15 条《第 3 条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則》に規定する一部施行日 (<u>平成 27 年 10 月 1 日</u>) をいう。</p> <p>(6) <u>27 年指定日</u> 改正法附則第 16 条第 1 項《第 3 条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置》において準用する改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等の税率等に関する経過措置》に規定する <u>27 年指定日</u> (平成 27 年 4 月 1 日) をいう。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(施行日から一部施行日の前日までの間の契約に基づく取引)</p> <p>2 <u>29年新消費税法</u>は、一部施行日以後に行われる資産の譲渡等並びに課税仕入れ及び保税地域からの課税貨物の引取り（以下「課税仕入れ等」という。）について適用されるのであるから、例えば、施行日から一部施行日の前日までの間に締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、これらが一部施行日以後に行われる場合には、別段の定めがある場合を除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について <u>29年新消費税法</u>が適用されることに留意する。</p> <p>(施行日から一部施行日の前日までの間に購入した在庫品)</p> <p>3 <u>29年新消費税法</u>は、一部施行日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用されるのであるから、例えば、施行日から一部施行日の前日までに他から仕入れた資産を一部施行日以後に販売する場合には、別段の定めがある場合を除き、資産の譲渡等については <u>29年新消費税法</u>が、当該資産の課税仕入れ等については <u>29年旧消費税法</u>が適用されることに留意する。</p> <p>(「支払を受ける権利又は支払義務の確定」の意義)</p> <p>6 改正法附則第16条第1項《第3条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置》において準用する改正法附則第5条第2項《電気料金等の税率等に関する経過措置》に規定する「料金の支払を受ける権利又は支払義務が確定するもの」とは、電気・ガス・灯油等の使用量を計量するために設けられた電力量計その他の計量器を定期的に検針その他これに類する行為により確認する方法等により、一定期間における使用量を把握し、これに基づき料金が確定するものをいう。</p>	<p>(施行日から一部施行日の前日までの間の契約に基づく取引)</p> <p>2 <u>27年新消費税法</u>は、一部施行日以後に行われる資産の譲渡等並びに課税仕入れ及び保税地域からの課税貨物の引取り（以下「課税仕入れ等」という。）について適用されるのであるから、例えば、施行日から一部施行日の前日までの間に締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、これらが一部施行日以後に行われる場合には、別段の定めがある場合を除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について <u>27年新消費税法</u>が適用されることに留意する。</p> <p>(施行日から一部施行日の前日までの間に購入した在庫品)</p> <p>3 <u>27年新消費税法</u>は、一部施行日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用されるのであるから、例えば、施行日から一部施行日の前日までに他から仕入れた資産を一部施行日以後に販売する場合には、別段の定めがある場合を除き、資産の譲渡等については <u>27年新消費税法</u>が、当該資産の課税仕入れ等については <u>27年旧消費税法</u>が適用されることに留意する。</p> <p>(「支払を受ける権利の確定」の意義)</p> <p>6 改正法附則第16条第1項《第3条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置》において準用する改正法附則第5条第2項《電気料金等の税率等に関する経過措置》に規定する「料金の支払を受ける権利が確定するもの」とは、電気・ガス・灯油等の使用量を計量するために設けられた電力量計その他の計量器を定期的に検針その他これに類する行為により確認する方法等により、一定期間における使用量を把握し、これに基づき料金が確定するものをいう。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(「電気通信役務」の範囲)</p> <p>7 改正法附則第 16 条第 1 項《第 3 条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置》において準用する改正法附則第 5 条第 2 項《電気料金等の税率等に関する経過措置》の規定の適用を受ける電気通信役務は、事業者が継続して提供することを約する契約に基づき、一部施行日前から継続して提供し、かつ、一部施行日から平成 29 年 4 月 30 日までの間に、検針その他これに類する行為に基づきその役務の提供に係る料金の支払を受ける権利又は支払義務が確定するものであるから、同項に規定する電気通信役務であっても、その役務の提供に係る料金が一定期間の使用量に応じて変動しないものは、同項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(変更契約の取扱い)</p> <p>8 改正法附則第 16 条第 1 項《第 3 条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置》において準用する改正法附則第 5 条第 3 項から第 5 項《工事の請負等の税率等に関する経過措置等》まで並びに 26 年改正令附則第 5 条第 1 項及び第 4 項《予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置等》に規定する契約には、28 年指定日の前日までに既存の契約を変更した場合における当該変更後の契約も含まれることに留意する。</p> <p>(指定日から 28 年指定日の前日までの間に締結した工事の請負等の契約)</p> <p>9 改正法附則第 16 条第 1 項《第 3 条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置》において準用する改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等の税率等に関する経過措置》の規定は、指定日から 28 年指定日の前日までの間に工事の請負等に係る契約を締結し、一部施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡し等が行われる工事の請負等について適用されるから、28 年指定日以後に締結された契約に基づく工事の請負等には同項の規定は</p>	<p>(「電気通信役務」の範囲)</p> <p>7 改正法附則第 16 条第 1 項《第 3 条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置》において準用する改正法附則第 5 条第 2 項《電気料金等の税率等に関する経過措置》の規定の適用を受ける電気通信役務は、事業者が継続して提供することを約する契約に基づき、一部施行日前から継続して提供し、かつ、一部施行日から平成 27 年 10 月 31 日までの間に、検針その他これに類する行為に基づきその役務の提供に係る料金の支払を受ける権利が確定するものであるから、同項に規定する電気通信役務であっても、その役務の提供に係る料金が一定期間の使用量に応じて変動しないものは、同項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(変更契約の取扱い)</p> <p>8 改正法附則第 16 条第 1 項《第 3 条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置》において準用する改正法附則第 5 条第 3 項から第 5 項《工事の請負等の税率等に関する経過措置等》まで並びに 26 年改正令附則第 5 条第 1 項及び第 4 項《予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置等》に規定する契約には、27 年指定日の前日までに既存の契約を変更した場合における当該変更後の契約も含まれることに留意する。</p> <p>(指定日から 27 年指定日の前日までの間に締結した工事の請負等の契約)</p> <p>9 改正法附則第 16 条第 1 項《第 3 条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置》において準用する改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等の税率等に関する経過措置》の規定は、指定日から 27 年指定日の前日までの間に工事の請負等に係る契約を締結し、一部施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡し等が行われる工事の請負等について適用されるから、27 年指定日以後に締結された契約に基づく工事の請負等には同項の規定は</p>

改正後	改正前
<p>適用されないのであるから留意する。</p> <p>(注) 28年指定日以後に締結された契約に基づき一部施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡しが行われる工事の請負であっても、消費税法第17条第1項《工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例》に規定する長期大規模工事又は同条第2項に規定する工事の請負に係る契約に基づき、一部施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合において、当該長期大規模工事又は工事に係る対価の額についてこれらの規定の適用を受けるときは、改正法附則第16条第1項《第3条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置》において準用する改正法附則第7条《工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置》の規定を適用することとなるのであるから留意する。</p> <p>(機械設備等の販売に伴う据付工事)</p> <p>12 改正法附則第16条第1項《第3条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置》において準用する改正法附則第5条第3項《工事の請負等の税率等に関する経過措置》の規定は、指定日から28年指定日の前日までの間に工事の請負等に係る契約を締結し、一部施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡し等が行われる工事の請負等について適用されるのであるが、事業者が機械設備等の販売に伴いその据付工事を行う場合で、当該機械設備等の販売に係る契約において、当該据付工事の対価の額を合理的に区分しているときは、当該据付工事については、同項に規定する工事の請負に係る契約に基づく工事に該当するものとして同項の規定を適用する。</p> <p>(工事の対価等に増額があった場合)</p> <p>14 改正法附則第16条第1項《第3条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置》において準用する改正法附則第5条第3項《工事</p>	<p>適用されないのであるから留意する。</p> <p>(注) 27年指定日以後に締結された契約に基づき一部施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡しが行われる工事の請負であっても、消費税法第17条第1項《工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例》に規定する長期大規模工事又は同条第2項に規定する工事の請負に係る契約に基づき、一部施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合において、当該長期大規模工事又は工事に係る対価の額についてこれらの規定の適用を受けるときは、改正法附則第16条第1項《第3条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置》において準用する改正法附則第7条《工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置》の規定を適用することとなるのであるから留意する。</p> <p>(機械設備等の販売に伴う据付工事)</p> <p>12 改正法附則第16条第1項《第3条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置》において準用する改正法附則第5条第3項《工事の請負等の税率等に関する経過措置》の規定は、指定日から27年指定日の前日までの間に工事の請負等に係る契約を締結し、一部施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡し等が行われる工事の請負等について適用されるのであるが、事業者が機械設備等の販売に伴いその据付工事を行う場合で、当該機械設備等の販売に係る契約において、当該据付工事の対価の額を合理的に区分しているときは、当該据付工事については、同項に規定する工事の請負に係る契約に基づく工事に該当するものとして同項の規定を適用する。</p> <p>(工事の対価等に増額があった場合)</p> <p>14 改正法附則第16条第1項《第3条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置》において準用する改正法附則第5条第3項《工事</p>

改正後	改正前
<p>の請負等の税率等に関する経過措置》に規定する「工事（製造を含む。）の請負に係る契約」に係る対価が <u>28 年指定日</u>以後に増額された場合には、その増額された対価の部分について同項の規定の適用を受けることができないのであるが、その増額された対価の部分については、その増額が工事（製造を含む。）に係る目的物の引渡し以前に確定した場合にはその引渡しの日を含む課税期間、引渡し後に確定した場合にはその確定した日を含む課税期間における消費税の課税標準額に算入するのであるから留意する。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>の請負等の税率等に関する経過措置》に規定する「工事（製造を含む。）の請負に係る契約」に係る対価が <u>27 年指定日</u>以後に増額された場合には、その増額された対価の部分について同項の規定の適用を受けることができないのであるが、その増額された対価の部分については、その増額が工事（製造を含む。）に係る目的物の引渡し以前に確定した場合にはその引渡しの日を含む課税期間、引渡し後に確定した場合にはその確定した日を含む課税期間における消費税の課税標準額に算入するのであるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>(「対価の額の変更を求めることができる旨の定め」の範囲)</p> <p>17 資産の貸付けに係る契約において、資産を借り受けた者が支払うべき消費税相当分について「消費税率の改正があったときは改正後の税率による」旨を定めている場合の当該定めは、改正法附則第 16 条第 1 項《第 3 条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置》において準用する改正法附則第 5 条第 4 項第 2 号《資産の貸付けの税率等に関する経過措置の要件》に規定する「対価の額の変更を求めることができる旨の定め」に該当しないものとして取り扱う。</p> <p>(注) 「消費税率の改正があったときは改正後の税率による」旨の定めに基づき、<u>28 年指定日</u>以後に賃貸料の額を変更した場合には、同項ただし書に該当することに留意する。</p>	<p>(「対価の額の変更を求めることができる旨の定め」の範囲)</p> <p>17 資産の貸付けに係る契約において、資産を借り受けた者が支払うべき消費税相当分について「消費税率の改正があったときは改正後の税率による」旨を定めている場合の当該定めは、改正法附則第 16 条第 1 項《第 3 条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置》において準用する改正法附則第 5 条第 4 項第 2 号《資産の貸付けの税率等に関する経過措置の要件》に規定する「対価の額の変更を求めることができる旨の定め」に該当しないものとして取り扱う。</p> <p>(注) 「消費税率の改正があったときは改正後の税率による」旨の定めに基づき、<u>27 年指定日</u>以後に賃貸料の額を変更した場合には、同項ただし書に該当することに留意する。</p>
<p>(リース延払基準の方法により経理した場合の長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受けないこととなった場合等における経過措置の取扱い)</p> <p>23 26 年改正令附則第 6 条第 1 項《リース延払基準の方法により経理した場合の長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置》に規定する事業者が、施行日から一部施行日の前日までの間に行った長期割賦販売等につき消費税法施行令第 32 条の 2 第 1 項</p>	<p>(リース延払基準の方法により経理した場合の長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受けないこととなった場合等における経過措置の取扱い)</p> <p>23 26 年改正令附則第 6 条第 1 項《リース延払基準の方法により経理した場合の長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置》に規定する事業者が、施行日から一部施行日の前日までの間に行った長期割賦販売等につき消費税法施行令第 32 条の 2 第 1 項</p>

改 正 後	改 正 前
<p>《リース延払基準の方法により経理した場合の長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定の適用を受けた場合において、同条第2項の規定により一部施行日以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされる同項に規定する「リース譲渡延払収益額に係る部分」があるときは、当該部分については、<u>29年旧消費税法</u>第29条《税率》に規定する税率（以下この項及び次項において「旧税率」という。）が適用されるのであるから留意する。</p> <p>（注） （省略）</p>	<p>《リース延払基準の方法により経理した場合の長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定の適用を受けた場合において、同条第2項の規定により一部施行日以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされる同項に規定する「リース譲渡延払収益額に係る部分」があるときは、当該部分については、<u>27年旧消費税法</u>第29条《税率》に規定する税率（以下この項及び次項において「旧税率」という。）が適用されるのであるから留意する。</p> <p>（注） （同左）</p>